

3 教育相談部

(1) 教育相談部の事業

教育相談部には狛江市在住の就学前の5歳児、小・中学校の児童・生徒及び保護者の悩みや心配ごとの教育相談にあたる「教育相談室」と、登校がとどこおりがちな小・中学生に対し各学校と連携して適応指導を行う「ゆうゆう教室」があります。なお、ひきこもりや学校に行けない児童・生徒には、相談員（ゆうあいフレンド）が家庭を訪問する「ゆうあいフレンド」の制度があります。

① 教育相談室

- ア) 専門教育相談員（臨床心理士）が相談に応じます。相談時間は原則として50分です。電話で予約を受け付けます。相談費用は無料です。
- イ) 発達・ことばの相談については、言語聴覚士が相談に応じます。
- ウ) 小学校に専門教育相談員が勤務し相談に応じます。
- エ) 電話相談は、長い教職経験をもつ元教育管理職の相談員が対応します。
- オ) スクールソーシャルワーカーを配置しています。

② 適応指導教室（ゆうゆう教室）

通常の学校生活に適応できず、不登校的傾向にある市内在住の小中学校に在籍する児童・生徒に対して適切な指導と学習の援助を行い、在籍校への復帰を図ることを目的としています。

「ゆうゆう教室」の名称には主役の「あなた＝YOU」が、「友」と「優」しく接しながら、「悠々」とした気持ちを取り戻し、自己を見つめられるようになってほしいという願いが込められています。

③ ゆうあいフレンド

学校にもゆうゆう教室にも行かれないひきこもりがちの児童・生徒には、相談員が家庭を訪問して話し相手や遊び相手となって人間関係を結べるようにし、本人の自発的活動を支援します。

(2) 業務内容

① 教育相談室

ア) 来所相談（面接）

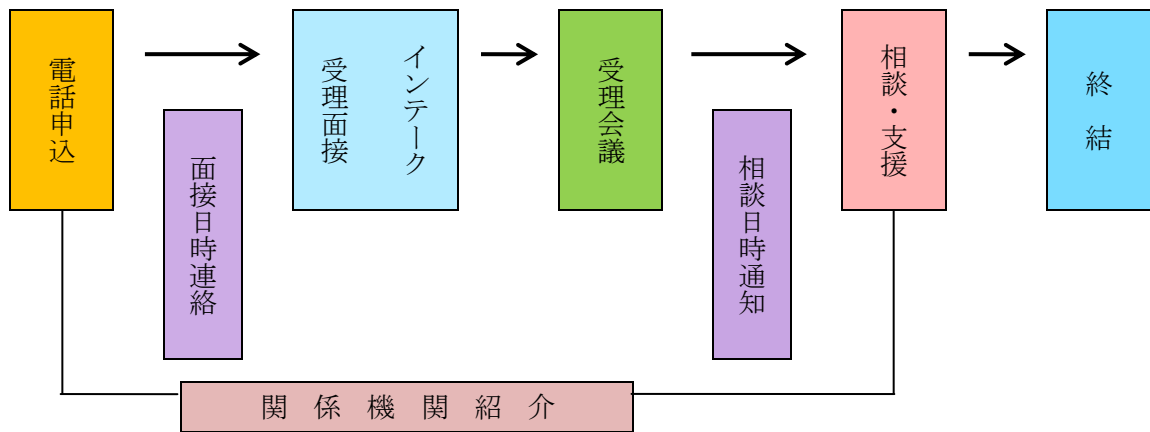
狛江市在住小・中学生の悩みや心配ごとについて、本人・その保護者・関係者の相談を心理の相談員や発達・ことばの相談員がお受けします。

- ・ 相談は原則として保護者からの申し込みで始まります。
- ・ 受理面接時に「相談申込書」を提出していただきます。
- ・ 受理会議で相談担当者を決定します。
- ・ ご相談の内容によっては、保護者の了解を得た上で、学校・医療機関・児童相談所など、他機関との連携を行うこともあります。
- ・ 終結は、①相談者の主訴が解消された時
②保護者の申し出があった時
③相互の合意があった時

となります。

なお、年度末には相談を継続するかどうか改めて確認いたします。

<相談の流れ>



1) 小学校教育相談

各小学校に専門教育相談員が原則週2日勤務し、児童・保護者・学校関係者を対象にして児童に関わる課題について、現場対応型・予防型の相談を行います。

2) 発達・ことばの訪問相談

各小学校に月2回、言語聴覚士が訪問し、ことばや聞こえを中心に相談に応じ、助言と支援を行います。

3) 電話相談



電話番号

03-3430-1411

相談時間

9:30 ~ 17:15

月曜日 ~ 金曜日

※ 土曜日、日曜日、祝日等は除く

4) スクールソーシャルワーカー

学校の要請により、児童・生徒が日々の生活の中で出会ういろいろな困難を子どもの側に立って解決するために、学校・家庭・関係機関の連携と調整を行い、有効な支援策を見立て、支援ネットワークを築くコーディネーターです。

5) その他

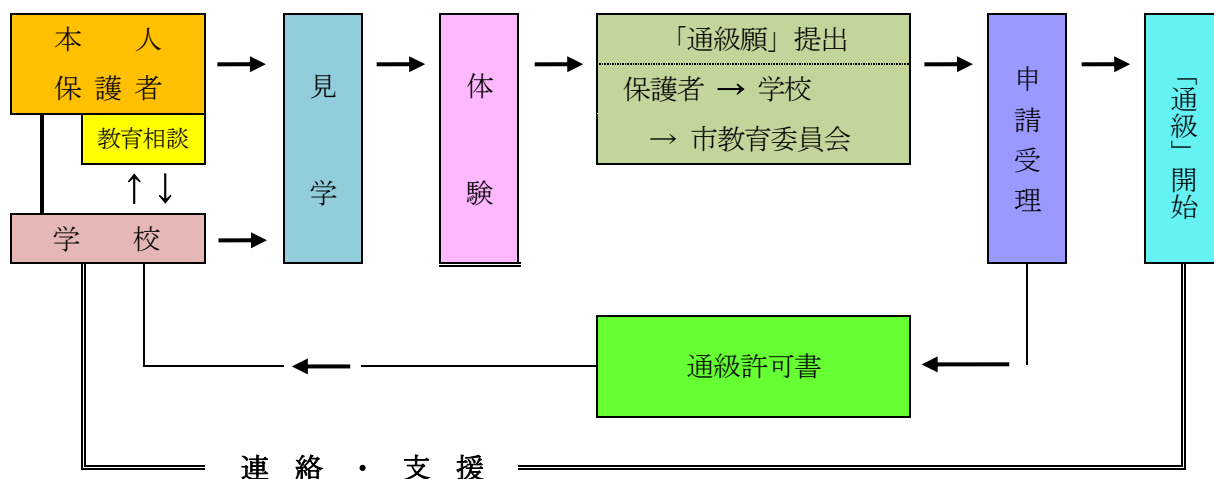
- ・ 特別支援教育に関わる巡回相談（各校、学期に1回）
- ・ 各小中学の校内研修会の講師
- ・ 所内研修会（3回）

② 適応指導教室(ゆうゆう教室)

ゆうゆう教室は学校へ登校できない児童・生徒を対象にした適応指導教室です。家に引きこもらずにゆったり心を開いて活動するための場を提供しています。

月～金の時程にそって学校と連携しながら、自学・自習を基本に一斉・個別の学習支援や豊かな人間関係を築くための適応指導を行い、学校復帰を目指します。

<通級までの流れ>



③ ゆうあいフレンド

相談員が家庭を訪問して話し相手になったり、一緒に遊んだり、学習の手助けなどをします。支援は週1回、4時間以内です。ご相談、申し込み等については、教育委員会指導室でお受けします。（「ゆうあいフレンド派遣申込書（様式1）」は、教育委員会、在籍校にあります。）

④ 開室時間

	開室時間	開室日
教育相談(来所)	9:30 ~ 17:30	月曜日 ~ 金曜日 ※ 土曜日、日曜日、 祝日等は除く
電話相談	9:30 ~ 17:15	
適応指導教室 (ゆうゆう教室) 開室時間	9:00 ~ 17:00	
児童・生徒 入退室時間	9:30 ~ 15:00	

☆ 教育相談部では、下記の個人情報に関する条例等を遵守します。

- ・東京都個人情報の保護に関する条例
- ・狛江市個人情報保護条例
- ・狛江市個人情報保護条例施行規則

災害等による緊急時の対応について

狛江市教育研究所では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような巨大地震や大規模災害が発生した際には次のように対応します。

- 入室中の児童・生徒は、保護者にお引き渡しするまで研究所でお預かりします。
- 業務開始前に発生した場合 ① 教育相談室の開室は見合わせます。 ② 適応指導教室（ゆうゆう教室）は市立小・中学校と同様に教育委員会指導室の指示に従います。